

平成23年

第3回市議会定例会 議案第4号

特別職の職員の給与等に関する条例および函館市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
特別職の職員の給与等に関する条例および函館市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年9月6日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例および函館市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

(函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 函館市職員等の旅費に関する条例(平成2年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4等級の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

スポーツ振興法の全部改正に伴い規定を整備するため